

令和5年10月1日より 労働安全衛生規則が一部改正されます

最大積載量 **2トン以上** の貨物自動車に
昇降設備が設置義務となります



危険

墜落・転落防止として昇降設備をご用意ください



当社では各商品の取り扱いをしています。

詳しくは担当営業までご相談ください。